鹿　児　島	ＪＮＪ かごしまほあん ＫＡＧＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8　MHz	156.6MHz
沖　　縄	ＪＮＢ おきなわほあん ＯＫＩＮＡＷＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ	156.6　MHz　156.8　MHz	156.6MHz

注　（略）

4　（削る）

2・3　（略）

鹿　児　島	ＪＮＪ かごしまほあん ＫＡＧＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004311001	156.6　MHz　156.8　MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5
沖　　縄	ＪＮＢ おきなわほあん ＯＫＩＮＡＷＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ 004311101	156.6　MHz　156.8　MHz 2,189.5	156.6MHz 2,177 2,150　2,394.5

注　（略）

4　テレックスにより通報する場合の通報先

海上保安庁警備救難部管理課運用司令センター　テレックス番号　222―5193

5・6　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第二百二十九号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十一条の二の規定に基づき、装備移転船舶の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を次のように定めたので、告示する。

令和七年十月一日　　防衛大臣　中谷　元

装備移転船舶の技術上の基準

1　総則

この基準は、自衛隊の使用する船舶及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第109条第１項の装備移転船舶（以下「船舶」と総称する。）の堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を規定する。

2　適用

⑴　船舶に適用する基準は、第３項から第15項までに規定する基準とする。ただし、次の各号の細分に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号の細分に掲げる基準によることができる。

ア　船舶安全法（昭和８年法律第11号）第６条の５に規定する国土交通大臣の型式承認を受けた製造者が当該型式承認に係る船舶として製造するものその他これに準ずるものと認められる場合　当該船舶が型式承認その他これに準ずるものを受けるにおいて定められた基準

イ　その他船舶の種別、使用目的等により陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長又は防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）が特に必要と認める場合　幕僚長等が行う上申に基づき防衛大臣が別に定める基準

⑵　⑴の規定にかかわらず、船体並びに装置及び機器等を試験的に使用する場合にあっては、当該試験の実施に必要な限りにおいて第３項から第15項までに規定する基準によらないことができる。

3　船舶の堪航性及び人命の安全の確保

船舶は、適切に運用された場合には、次の各号に掲げる堪航性及び人命の安全の確保に関する基準を満たさなければならない。

⑴　要求される任務に応じた運用条件下（高脅威状態又は戦闘状態を除く。以下「定められた運用条件下」という。）において、船舶は、乗船者が危害を受けないよう安全に運用可能でなければならない。

⑵　定められた運用条件下において通常予見される損傷の発生時において、船舶の能力の一部が減少した場合においても、乗船者の安全に必要な機能のうち重要なものを維持できなければならない。

4　高脅威状態又は戦闘状態に対する基準

⑴　船舶は、その種別による使用目的に応じて、次の各号の細分に掲げる要件のうち必要なものを満たさなければならない。

ア　戦闘性能

㋐　戦闘の指揮に必要な各種情報、命令及び報告の伝達及び接受は、それぞれ確実、かつ、迅速に実施できること

㋑　レーダー、ソーナー、銃砲及び水雷武器等並びにこれらの指揮装置は、通常予見されるすべての運用条件において、その機能を十分に発揮できること

㋒　武器及び関連機器については、戦闘行為下においても誤操作、混乱等を起こさないように、操作及び取扱いが容易であり、かつ、信頼性が高く、堅固なものであること

イ　防御性能

被弾等による被害及び至近弾、機雷等による被害並びに衝突等による被害を防止し、また、その被害を最小限にとどめることを可能とするための次の㋐から㋓までに掲げる要件

㋐　浸水に対し復原性及び浮力を可能な限り保持できること

㋑　防火性能及び防爆性能を有すること

㋒　重要な装置に対する応急装置及び予備装置を保持すること